⑶　ネット取引化に伴う新手の犯則行為への取組み

市場におけるネット取引化の進展に伴い、不公正取引もネット取引によるものが主流になってきており、ネット取引の特性を利用した新手の犯則行為も見られるようになってきている。例えば、相場操縦については、従来の仕手グループによる伝統的な手法によるものから、デイトレーダーがいわゆる「見せ玉」の手法を用い、ネット取引により短時間のうちに膨大な発注行為を繰り返して利益を得る等の新たな手法によるものが見られるようになってきている。このようなネット取引を利用した新手の相場操縦は、プロの仕手筋に限らず、誰でも手を出せる犯則行為であり、証券監視委としては、このような犯則行為に対する監視を強化していくこととしている。

⑷　デジタルフォレンジック環境の整備

ＩＴ化が進展する中で、犯則事件の調査において、パソコンや携帯電話等の電子機器の差押え及び当該電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業（以下「デジタルフォレンジック」という。）が必要不可欠になっている。このため、ＩＴ専門家を確保の上、所要のデジタルフォレンジック用資機材を整備することによって、デジタルフォレンジック環境を整備していくこととしている。

⑸　専門人材の育成

犯則事件の調査においては、犯則嫌疑者に対する質問調査や押収物件の分析等において、専門的な知識・技能が必要であり、これを兼ね備えた専門人材を育成していくことが重要な課題となっている。証券監視委においては、法曹有資格者や公認会計士等の専門家を外部から積極的に受け入れるとともに、研修の充実や長期的視点に立った計画的な人事運用により、専門人材を育成していくこととしている。

なお、本年３月、検察庁法施行令等の改正により、犯則事件の調査に関する事務を処理する証券取引特別調査官等を３年以上経験した者に副検事（窃盗等の簡易裁判所管轄の事件等の捜査・公判に従事する検察官）の選考受験資格が与えられることとなったので、これを活用しつつ、犯則事件の調査業務を金融行政に従事する職員の専門キャリアパスとして確立していくこととしている。

第５章　建議

第１　概説

公正性・透明性の高い健全な市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、市場の実態を踏まえたルール整備が適切に行われるよう、証券監視委は、検査・調査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる（設置法第21条）。

建議は、証券監視委が、検査・調査等の結果把握した事項を総合分析した上で、法規制や自主規制ルールの在り方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものである。証券監視委の行う建議は、規制当局等の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

具体的な建議の内容としては、証券監視委は、取引の実態等から見て現行の法規制、自主規制ルールでは不十分であるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正又は投資者保護その他の公益を確保する観点から、法規制、自主規制ルールの在り方等について検討すべき課題を示し、その見直しを求めている。

第２　建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置

１　建議の実施状況

証券監視委では、平成４年の発生以来、平成20事務年度までに19件の建議を行ってきたところであるが、本公表の対象期間においては、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果に基づき、金融庁長官に対し、⑴外国為替証拠金取引に係る区分管理の方法の見直しについて、⑵外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの制定について、⑶外国為替証拠金取引に係る適切な保証金の預託について、⑷登録申請時の徴求書類等の見直しについての４件の建議を行った。

２　建議の内容

具体的な建議の内容は、以下のとおりである。

⑴　外国為替証拠金取引に係る区分管理の方法の見直しについて

外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、カバー取引先への預託によって顧客からの保証金が管理される場合でありながら、顧客からの保証金の額を把握しておらず、自己の固有財産と顧客の財産を適切に区分管理していない事例が多く認められた。

これらの中には、

①　顧客から預託を受けた保証金が、カバー取引先から引き出され、不当に流用されていた、

②　カバー取引先に預託していた顧客の保証金を基に行う自己勘定取引を繰り返した結果、外国為替相場の急変により損失を拡大させ破綻し、顧客に損害を被らせた、

といった事例が認められた。

したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者の区分管理について、保証金が金銭である場合の管理方法を金銭信託に限る等、適切な措置を講ずる必要がある。

⑵　外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの制定について

ロスカットルールとは、保証金に対して損失が一定割合以上となった際には、自動的に反対取引により決済するルールであるが、当該ルールが機能しない場合には、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させ、最悪の場合には業者が破綻して顧客全体にも著しい損害を与えかねないような問題を含むことから、外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの適切な運用は極めて重要である。

外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、

①　ロスカットルールを設けていなかったことから、顧客の損失を拡大させた、

②　外国為替証拠金取引に係る約款上、ロスカットルールを定めていたにもかかわらず、顧客の要請に応じて追加保証金の入金を猶予していた、

といった事例が認められた。

したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずる必要がある。

⑶　外国為替証拠金取引に係る適切な保証金の預託について

外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者においては、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるという外国為替証拠金取引の特性等から、適切なリスク管理態勢の構築が極めて重要である。

外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、為替相場の急変時に適切な対応が取られていない事例が認められた。

現行法上、外国為替証拠金取引の保証金についての規制はなく、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者が自由にレバレッジを設計しているところであるが、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。

したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずる必要がある。

⑷　登録申請時の徴求書類等の見直しについて

金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断するためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要である。